

第214期 中間決算公告

2024年12月23日

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社 足利銀行
取締役頭取 清水 和幸

中間貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	911,456	預 金	6,946,858
コ ー ル ロ ー ン	1,387	譲 渡 性 預 金	186,228
買 入 金 銭 債 権	5,379	コ ー ル マ ネ ー	3,568
商 品 有 価 証 券	1,059	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	104,224
金 銭 の 信 託	2,830	借 用 金	444,200
有 価 証 券	1,650,200	外 国 為 替	403
貸 出 金	5,390,985	信 託 勘 定 借	1,382
外 国 為 替	6,115	そ の 他 負 債	51,340
そ の 他 資 産	97,134	未 払 法 人 税 等	3,575
そ の 他 の 資 産	97,134	リ ー ス 債 務	106
有 形 固 定 資 産	26,098	そ の 他 の 負 債	47,658
無 形 固 定 資 産	4,163	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	627
前 払 年 金 費 用	33,408	偶 発 損 失 引 当 金	1,156
繰 延 税 金 資 産	10,223	ポ イ ン ト 引 当 金	228
支 払 承 諾 見 込	7,423	支 払 承 諾	7,423
貸 倒 引 当 金	△ 35,192	負 債 の 部 合 計	7,747,641
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	135,000
		利 益 剰 余 金	216,320
		利 益 準 備 金	32,268
		そ の 他 利 益 剰 余 金	184,051
		繰 越 利 益 剰 余 金	184,051
		株 主 資 本 合 計	351,320
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,564
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 852
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,711
		純 資 産 の 部 合 計	365,031
資 産 の 部 合 計	8,112,673	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,112,673

中間損益計算書 [2024年4月 1日から
2024年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	57,813
資 金 運 用 収 益	42,059
(うち貸出金利息)	(25,207)
(うち有価証券利息配当金)	(15,486)
信 託 報 酬	1
役 務 取 引 等 収 益	12,715
そ の 他 業 務 収 益	871
そ の 他 経 常 収 益	<u>2,165</u>
経 常 費 用	43,664
資 金 調 達 費 用	10,976
(うち預金利息)	(1,029)
役 務 取 引 等 費 用	3,844
そ の 他 業 務 費 用	2,367
営 業 経 費 費 用	23,790
そ の 他 経 常 費 用	<u>2,684</u>
経 常 利 益	14,148
特 別 利 益	7
特 別 損 失	<u>6</u>
税 引 前 中 間 純 利 益	14,149
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,676
法 人 税 等 調 整 額 計	<u>515</u>
法 人 税 等 合 計	<u>4,191</u>
中 間 純 利 益	9,957

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	3 年～20 年

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後 3 年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,527 百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(11 年～15 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積み、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下、「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については繰延ヘッジを行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 3,372 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,405 百万円
危険債権額	69,771 百万円
三月以上延滞債権額	71 百万円
貸出条件緩和債権額	19,804 百万円
合計額	97,052 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,921 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	377,398 百万円
貸出金	757,275 百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,905 百万円
債券貸借取引受入担保金	104,224 百万円
借入金	444,200 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 47,522 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 30,932 百万円、金融商品等差入担保金 19,250 百万円、公金事務等取扱担保金 1,767 百万円及び保証金・敷金 609 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,283,971 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,236,330 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 36,283 百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は66,718 百万円であります。
8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,382 百万円であります。
9. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、11.64%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 343 百万円及び株式等売却益 1,503 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,110 百万円、貸倒引当金繰入額 576 百万円及び株式等売却損 835 百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（2024 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	59,705	64,098	4,392
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	59,705	64,098	4,392
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	社債	1,000	992	△7
	その他	—	—	—
	小計	1,000	992	△7
合 計		60,705	65,090	4,385

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	446
関連法人等株式	—

3. その他有価証券（2024年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	34,784	9,163	25,621
	債券	487,029	481,546	5,482
	国債	393,827	388,825	5,001
	地方債	30,296	30,222	73
	社債	62,905	62,497	407
	その他	330,262	309,701	20,560
	うち外国債券	196,647	192,424	4,222
	小計	852,076	800,411	51,664
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	120	121	△1
	債券	407,818	422,771	△14,952
	国債	26,177	27,308	△1,130
	地方債	82,096	85,262	△3,165
	社債	299,544	310,200	△10,656
	その他	323,914	341,625	△17,711
	うち外国債券	184,000	188,216	△4,216
	小計	731,853	764,518	△32,665
合 計		1,583,929	1,564,930	18,999

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,419
組合出資金	13,698

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

当中間期における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）の趣旨に基づき、当中間会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として中間会計期間末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年9月30日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,764 百万円
有価証券	1,529
固定資産	1,307
繰延ヘッジ損益	1,267
その他	<u>3,082</u>
繰延税金資産小計	21,951
評価性引当額	<u>△3,273</u>
繰延税金資産合計	18,677
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,948
前払年金費用	2,593
繰延ヘッジ損益	894
その他	<u>17</u>
繰延税金負債合計	8,454
繰延税金資産の純額	<u>10,223 百万円</u>

2. 当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	272 円 30 銭
1株当たりの中間純利益金額	7 円 42 銭

信託財産残高表(2024年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,382	金 銭 信 託	1,382
合 計	1,382	合 計	1,382

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 ー百万円
3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	1,382	元 本	1,381
		そ の 他	0
計	1,382	計	1,382

(注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第214期 中間決算公告

2024年12月23日

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社 足利銀行
取締役頭取 清水 和幸

中間連結貸借対照表（2024年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	911,457	預 金	6,945,102
コールローン及び買入手形	1,387	譲 渡 性 預 金	186,228
買 入 金 銭 債 権	5,379	コールマネー及び売渡手形	3,568
商 品 有 価 証 券	1,059	債券貸借取引受入担保金	104,224
金 銭 の 信 託	2,830	借 用 金	444,200
有 価 証 券	1,649,758	外 国 為 替	403
貸 出 金	5,390,985	信 託 勘 定 借	1,382
外 国 為 替	6,115	そ の 他 負 債	51,882
そ の 他 資 産	97,185	睡眠預金払戻損失引当金	627
有 形 固 定 資 産	26,108	偶 発 損 失 引 当 金	1,156
無 形 固 定 資 産	4,167	ポ イ ン ト 引 当 金	228
退職給付に係る資産	35,666	支 払 承 諾	7,423
繰 延 税 金 資 産	9,541	負 債 の 部 合 計	7,746,428
支 払 承 諾 見 返	7,423	（ 純 資 産 の 部 ）	
貸 倒 引 当 金	△ 35,192	資 本 金	135,000
		利 益 剰 余 金	217,131
		株 主 資 本 合 計	352,131
		その他有価証券評価差額金	14,564
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 852
		退職給付に係る調整累計額	1,568
		その他の包括利益累計額合計	15,280
		非 支 配 株 主 持 分	32
		純 資 産 の 部 合 計	367,444
資 産 の 部 合 計	8,113,873	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,113,873

中間連結損益計算書 (2024年 4月 1日から
2024年 9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	58,140
資金運用収益	42,059
(うち貸出金利息)	(25,207)
(うち有価証券利息配当金)	(15,486)
信託報酬	1
役務取引等収益	12,735
その他の業務収益	1,182
その他の経常収益	2,160
経常費用	43,830
資金調達費用	10,976
(うち預金利息)	(1,029)
役務取引等費用	3,844
その他の業務費用	2,455
営業経費	23,869
その他の経常費用	2,684
経常利益	14,309
特別利益	7
特別損失	6
税金等調整前中間純利益	14,310
法人税、住民税及び事業税	3,728
法人税等調整額	515
法人税等合計	4,243
中間純利益	10,066
非支配株主に帰属する中間純利益	0
親会社株主に帰属する中間純利益	10,066

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 4社
 主要な会社名
 株式会社あしぎん総合研究所

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社
 主要な会社名

あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

ミライへHD株式会社

株式会社黒羽チップ

株式会社鈴屋

(子会社としなかった理由)

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図ることを目的に出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等
 該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
 主要な会社名
 あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合

- (4) 持分法非適用の関連法人等 1社
 めぶき地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	3 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後 3 年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権については今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、将来見込みに応じて、より実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,527 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等は、主として、当行と同一の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その結果に基づいた必要額を計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間(11 年～15 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年 3 月 17 日。以下、「業種別委員会実務指針第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記①、②以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については繰延ヘッジを行っております。

12. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

13. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）
2,929 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,405 百万円
危険債権額	69,771 百万円
三月以上延滞債権額	71 百万円
貸出条件緩和債権額	19,804 百万円
合計額	97,052 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,921 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	377,398 百万円
貸出金	757,275 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	6,905 百万円
債券貸借取引受入担保金	104,224 百万円
借用金	444,200 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券47,522 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金30,932 百万円、金融商品等差入担保金19,250 百万円、公金事務等取扱担保金1,767 百万円及び保証金・敷金609 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,283,971 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,236,330 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 36,299 百万円
7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 66,718 百万円であります。
8. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 1,382 百万円であります。
9. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、11.67%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 343 百万円及び株式等売却益 1,503 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,110 百万円、貸倒引当金繰入額 575 百万円及び株式等売却損 835 百万円を含んでおります。
3. 中間包括利益 10,121 百万円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注 1）参照）。

また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、重要性の乏しい科目については注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	60,705	65,090	4,385
その他有価証券	1,573,929	1,573,929	—
(2) 貸出金	5,390,985		
貸倒引当金（＊ 1）	△35,159		
	5,355,826	5,337,455	△18,370
資産計	6,990,461	6,976,475	△13,985
(1) 預金	6,945,102	6,944,216	△886
(2) 譲渡性預金	186,228	186,228	—
(3) 借入金	444,200	444,200	—
負債計	7,575,531	7,574,645	△886
デリバティブ取引（＊ 2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	369	369	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(10,457)	(10,457)	—
デリバティブ取引計	(10,087)	(10,087)	—

（＊ 1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊ 2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注 1）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊ 1）（＊ 2）	1,419
組合出資金（＊ 3）	13,703

（＊ 1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊ 2）当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

（＊ 3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	420,004	—	—	420,004
地方債	—	112,393	—	112,393
社債	—	296,005	66,444	362,449
株式	22,507	12,397	—	34,905
外国債券	67,559	313,087	—	380,647
その他	116,685	146,843	—	263,529
デリバティブ取引				
金利関連	—	1,576	—	1,576
通貨関連	—	12,693	—	12,693
債券関連	—	—	—	—
その他	—	—	0	0
資産計	626,758	894,997	66,444	1,588,199
デリバティブ取引				
金利関連	—	4,400	—	4,400
通貨関連	—	19,955	—	19,955
債券関連	0	—	—	0
その他	—	—	0	0
負債計	0	24,355	0	24,357

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	64,098	—	—	64,098
社債	—	992	—	992
貸出金	—	—	5,337,455	5,337,455
資産計	64,098	992	5,337,455	5,402,546
預金	—	6,944,216	—	6,944,216
譲渡性預金	—	186,228	—	186,228
借入金	—	444,200	—	444,200
負債計	—	7,574,645	—	7,574,645

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、情報ベンダーやブローカー等が評価した価格、又は将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて算定した価格を時価としております。これらの評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、市場金利、国債利回り、信用スプレッド、デフォルト率、回収率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、市場金利に一定の調整を加えた割引金利を用いて算定した割引現在価値にデフォルト率等の信用リスク要因を織り込んで時価を算定しており、当該割引金利およびデフォルト率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品は、情報ベンダー又はブローカー等から入手する評価をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、株価、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債	現在価値技法	割引金利	0.695%－0.930%	0.762%
		デフォルト率	0.030%－2.998%	0.184%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2024年9月30日)

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、 売却、 発行及 び決済 の純額	レベル 3の時 価への 振替	レベル 3の時 価から の振替	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び金融負債 の評価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
社債	70,107	－	138	△3,801	－	－	66,444	－
デリバティブ取引								
その他	△0	0	－	－	－	－	△0	－

(*) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループではミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

自行保証付私募債の時価算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引金利及びデフォルト率であります。一般に、これらのインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券 (2024 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	59,705	64,098	4,392
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	59,705	64,098	4,392
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	1,000	992	△7
	その他	—	—	—
	小計	1,000	992	△7
合 計		60,705	65,090	4,385

2. その他有価証券 (2024 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	34,784	9,163	25,621
	債券	487,029	481,546	5,482
	国債	393,827	388,825	5,001
	地方債	30,296	30,222	73
	社債	62,905	62,497	407
	その他	330,262	309,701	20,560
	うち外国債券	196,647	192,424	4,222
	小計	852,076	800,411	51,664
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えないもの	株式	120	121	△1
	債券	407,818	422,771	△14,952
	国債	26,177	27,308	△1,130
	地方債	82,096	85,262	△3,165
	社債	299,544	310,200	△10,656
	その他	323,914	341,625	△17,711
	うち外国債券	184,000	188,216	△4,216
	小計	731,853	764,518	△32,665
合 計		1,583,929	1,564,930	18,999

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（移管指針第9号 2024年7月1日）の趣旨に基づき、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。また、その他有価証券のうち国内株式及び国内投資信託については原則として中間連結会計期間末月1ヶ月の市場価格の平均に基づき判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (2024 年 9 月 30 日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2024 年 9 月 30 日現在)
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	274 円 08 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	7 円 50 銭